

事務連絡  
令和5年8月23日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

「指定成分等含有食品に関する留意事項について」の一部改正に伴う  
食品衛生法第8条第2項の規定に係る報告方法について（周知）

食品衛生行政の推進については、日頃からご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定成分等含有食品に関する留意事項については、「指定成分等含有食品に関する留意事項について」の一部改正について（令和5年8月23日付け薬生食基発0823第2号）を発出し、「健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票」の届出に際しては、原則として、エクセル形式を用いて行っていただくようお願いしたところです。

今般、別添のとおり、当該エクセル形式の操作説明書を作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、エクセル形式の「健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票」及び当該操作説明書は以下のURLに掲載しましたので、ご連絡いたします。

「指定成分等含有食品に関する留意事項について」の一部改正について  
（令和5年8月23日付け薬生食基発0823第2号）の別紙様式「健康食品の  
摂取に伴う有害事象情報提供票」及び操作説明書

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoushokuhin/hokenkinou/kankeihourei\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/hokenkinou/kankeihourei_00001.html)

連絡先

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品基準審査課新開発食品保健対策室

一色・内田

TEL：03-5253-1111（内線4295・4282）